

# あなたの町の

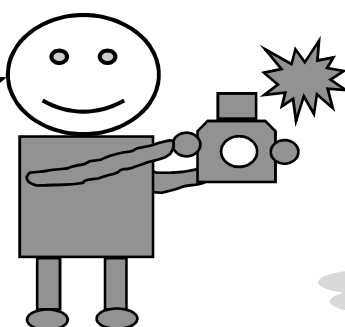
# 空き家を調査します！

長崎市では年々空き家が増えており、なかでも、崩壊などの危険がある老朽危険空き家は、近隣の方々の生活環境に深刻な影響を与えています。老朽危険空き家の除却を促進し、安全な生活環境を確保するため、市が委託する調査員が市内全域の空き家の状態、老朽度を調査していきます。

外壁に穴、  
屋根が陥没

長崎市

調査員は  
長崎市の腕章を着用  
しています。



## 調査期間

令和 6 年 **12月** ～ 令和 7 年 **3月** （4 か月間）

## 何を調査するの？

空き家の老朽度合を、調査員が1軒ずつ公道からの目視により調査していきます。

## 調査したあとはどうするの？

調査した家屋を「老朽危険空き家」と判定した場合、その土地（敷地）の固定資産税軽減措置（注）を解除します。解除することで土地の固定資産税が増加しますが、その場合、土地の所有者に予めお知らせします。

（注）固定資産税軽減措置…居住用の住宅がある場合、その土地に係る固定資産税が軽減されること。

なお、空き家の所有者には空き家の適切な管理に努めるべき責務があることから、今回の調査を通じて老朽危険空き家になってしまう前に、必要な処置（修繕、解体等）を促すものです。

※個人情報保護の観点から、調査結果の公表は行いません。

お問い合わせ

長崎市役所 資産税課

☎095-829-1131（平日 8：45～17：30）